

幼児教育・保育の無償化について

【認定こども園版】

愛知県江南市

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります

1.概要

1号認定(幼稚園部分)

満3歳児から5歳児クラスの保育料を無償

預かり保育は、月額 1万1,300円(日額450円)まで無償

※月額の支給限度額か日額450円を利用日数で乗じた金額のどちらか低い方が支給限度額となります。(3、5ページ参照)

※長期休業期間中も同様の計算方法ですが、在園児以外については、一時預かり事業となり、支給対象及び支給限度額が異なります。(4ページ参照)

対 象:共働き世帯など保育の必要性がある3歳児クラスから5歳児クラスの子ども

:共働き世帯など保育の必要性がある満3歳児から最初の3月31日までの子どもは、住民税非課税世帯のみ無償化(月額上限1万6,300円)となります。

《重要》

- ・預かり保育を利用する場合は、保育の必要性の認定が必要です。
- ・保育の必要性のない世帯の子どもは、預かり保育は無償化の対象になりません。

2号・3号認定(保育所部分)

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもは保育料を無償

0歳児クラスから2歳児クラスの子どもは住民税非課税世帯の

保育料を無償

《給食費》

1号、2号の給食費は実費負担

ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもについては副食代（おかず・おやつ等）が免除されます。

（1号は小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合の3人目以降、2号は3人以上が同時に認定こども園・保育園等に通園する場合の3人目以降に限ります。）（6ページ参照）

3号は給食費の徴収は無し

給食費は保育料に含まれています

《無償化の対象とならないもの》

給食費、延長保育料（2、3号）、保育の必要性がない1号の預かり保育利用料、通園送迎費（送迎バス代）・行事費など実費で徴収している費用は、無償化の対象とはなりません。

《きょうだい軽減は現行制度を継続》

子どもが2人以上同時に保育所等を利用する0歳から2歳児クラスまでの第2子の保育料は半額、第3子以降は無償となります。

ただし、年収360万円未満相当世帯については第1子の年齢（扶養されている人のみ）は問いません。

対象児別預かり保育・延長保育の違い

1号(在園児)→ 預かり保育

（保育の必要性があれば無償化の対象）

2・3号 → 延長保育（無償化の対象外）

在外園児 → 一時預かり事業

2.預かり保育と一時預かり事業について

預かり保育について

10月から認定こども園の行う預かり保育も無償化となります。

無償化の対象となるには、対象の子ども（1号）が市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育の必要性を受けた場合、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもが月額上限1万1,300円、満3歳から最初の3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが月額上限1万6,300円で、日額で450円を上限として無償化の対象となります。

また、預かり保育の利用料については、在園児が在園する認定こども園で預かり保育を受け、認可外保育所等や他の幼稚園の一時預かり事業を利用していない場合に限り、認定こども園へ毎月支払う代理受領方式とします。

《預かり保育の基本的な支給料の求め方》（5ページ参照）

預かり保育の利用料としての月内総額・・・A円

利用日数 × 日額単価（450円上限）＝ B円（11,300円上限）

⇒このA円とB円のうちいずれか小さい方がその月の支給額

《預かり保育と一時預かり事業の取り扱いについて》

在籍の子どもで教育時間外での利用が預かり保育となります。

また、在籍でない子どもが利用する場合、一時預かり事業となります。

例えば…

夏休み中の預かり保育について

在籍の子ども(1号)の利用 ⇒ 預かり保育

在籍でない子どもの利用 ⇒ 一時預かり事業となります。

一時預かり事業について

10月から普段認定こども園に在籍していない子どもが利用する一時預かり事業も、一部無償化の対象となる場合があります。

一時預かり事業が無償化の対象となるには、その児童が保育の必要性の認定を受ける必要があります。

在籍している施設が

- ① 教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満
- ② 年間開所日数が200日未満

上記のどちらかの場合です。その場合、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもが、月額上限1万1,300円まで、満3歳から最初3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが月額上限1万6,300円までが無償化の対象となります。

また、保育の必要性の認定を受けた子どもが、他の施設に在籍しておらず、認定こども園の一時預かり事業のみを利用するか、他の認可外保育所等を併せて利用している場合、3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもが月額上限3万7,000円まで、満3歳から最初3月31日までの子どもは、市民税非課税世帯のみが月額上限4万2,000円までが無償化の対象となります。

※対象の子どもが認定こども園や認可外の施設で一時預かり事業を受ける場合、利用上限月額の管理が施設で困難となるため、市から保護者への償還払い方式とします。

※領収証(様式6-1-2)と提供証明書(様式6-2)を保護者へ発行してください。

預かり保育と一時預かり事業のまとめ

- ・ 預かり保育、一時預かり事業両方とも無償化の対象となるには、保育の必要性の認定が必要
- ・ 在籍している子どもが利用 ⇒ 預かり保育
- ・ 在籍していない子どもが利用 ⇒ 一時預かり事業
- ・ 他施設を利用しない預かり保育 ⇒ 園から市に請求
- ・ 他施設を利用する預かり保育、一時預かり事業 ⇒ 保護者から市に請求

利用上限月額

| | 3歳児から5歳児 | 非課税世帯の満3歳 |
|---------------|----------|-----------|
| 預かり保育 | 11,300円 | 16,300円 |
| 他園在籍児の一時預かり事業 | 11,300円 | 16,300円 |
| 一時預かり事業のみ | 37,000円 | 42,000円 |

預かり保育利用料について

※預かり保育の利用料無償化上限額は、月額上限額11,300円（満3歳の子どもかつ市民税非課税世帯の場合16,300円）及び日額上限額450円により算定します。月額利用料が上限額未満であっても、1日あたりの利用料が、日額上限額を超える場合は、日額上限額を超える分は無償化の対象外です。

《施設等利用給付（預かり保育）の計算方法》

※下記の表は『請求様式その3別紙』の記載欄と同じです。

パターン1：利用料 日額450円 月利用日数 27日 の場合

| 子ども園の契約形態・ 契約している利用料 | 利用 日数 | 月額利用料(a) | 対象額(b) | 請求額(c) |
|---|----------|----------|------------|-------------------------|
| | | | (450×利用日数) | a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入 |
| <input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 450円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額契約 | 27日 | 12,150円 | 12,150円 | 11,300円 |

無償化は月額11,300円までなので、請求額は、11,300円となります ※差額の850円は保護者負担となり、園が徴収します。

パターン2：利用料 日額1,000円 月利用日数 10日 の場合

| 子ども園の契約形態・ 契約している利用料 | 利用 日数 | 月額利用料 (a) | 対象額(b) | 請求額(c) |
|---|----------|--------------|------------|-------------------------|
| | | | (450×利用日数) | a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入 |
| <input type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 1,000円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額契約 | 10日 | 10,000円 | 4,500円 | 4,500円 |

無償化は日額450円のため、利用料日額1,000円との差額550円は保護者負担となります。よって請求額は、利用上限額の利用日数分の4,500円となります。

※差額の5,500円は保護者負担となり、園が徴収します。

パターン3：利用料 月額10,000円 月利用日数 15日 の場合

| 子ども園の契約形態・ 契約している利用料 | 利用 日数 | 月額利用料 (a) | 対象額(b) | 請求額(c) |
|--|----------|--------------|------------|-------------------------|
| | | | (450×利用日数) | a、b、月額上限額が一番 低い金額を記入 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 月額契約 <input type="checkbox"/> 時間契約 10,000円 <input type="checkbox"/> 日額契約 | 15日 | 10,000円 | 6,750円 | 6,750円 |

月額上限額は6,750円のため、利用料月額10,000円との差額3,250円は保護者負担となり園が徴収します。

よって請求額は、6,750円となります

3.副食費の免除について

保育園において、年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降を対象に給食費のうち副食代（おやつ代含む）を免除されるのと同様に、対象となる世帯は、給食費として施設が徴収する費用のうち副食材料費相当額が免除となります。

対象者は年収360万円未満相当の世帯の子ども及び第3子以降の子どもとし、副食費徴収免除対象者一覧により免除者を市から通知します。

毎月の公定価格の請求時に副食費免除分の加算もあわせて請求してください。加算は2019年10月から新設の予定です。

施設には免除対象者一覧表を、免除対象者には通知書をお渡しますので、通知書を保護者へお渡しください。

4.認定こども園に願う手続き

無償化実施前

対象施設の「確認」手続き

預かり保育事業の無償化を行うにあたり、対象施設等に求める基準（教育・保育等の質に係る基準）を満たしているかどうかを把握し、調査する必要があるため、施設・事業者は確認のための申請を市町村にする必要があります。

※この手続きは、所在地の市町村が行い、他の市町村においても効力を有するものとみなされますので、他市町村への手続きは必要ありません。

◆園から市へ提出が必要なもの

上記の確認申請に必要な書類

- ・ 特定子ども・子育て支援施設等の確認申請書（確認様式共通）
- ・ 別紙 預かり保育用（確認様式別紙その3）
※添付書類として、施設の図面、料金表、利用案内（パンフレット）
預かり保育の担当職員名簿（氏名、資格、研修終了有無を記載）

◆保護者への必要書類の配付・回収→ 市へ提出（8月30日まで）

1号で預かり保育を利用し、保育の必要性の認定を受ける子どもの保護者

- ・ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（認定様式その1）
※就労証明書や診断書等の保育の必要性を証明する書類の添付が必要
※保育の必要性を認定できない場合、預かり保育は無償となりません

無償化実施後

◆認定こども園から市に提出するもの

預かり保育事業を実施している場合

- ・施設等利用費請求書（預かり保育・法定代理受領用）
（請求書様式その3）
- ・施設等利用費請求金額内訳書（預かり保育）
（請求様式その3別紙）

※請求内容を精査後、1ヶ月後を目処に指定口座へ振り込みます

◆認定こども園から保護者に交付するもの

一時預かり事業の利用者がいる場合

- ・領収証（様式6-1-2）
- ・提供証明書（様式6-2）

※保護者が市へ請求手続きを行う時に必要となります。

※保護者から市に請求があった時、市から認定こども園に提出書類の内容の確認をさせていただくことがあります。

※領収証は、保護者が認定こども園に支払った料金の領収書です。

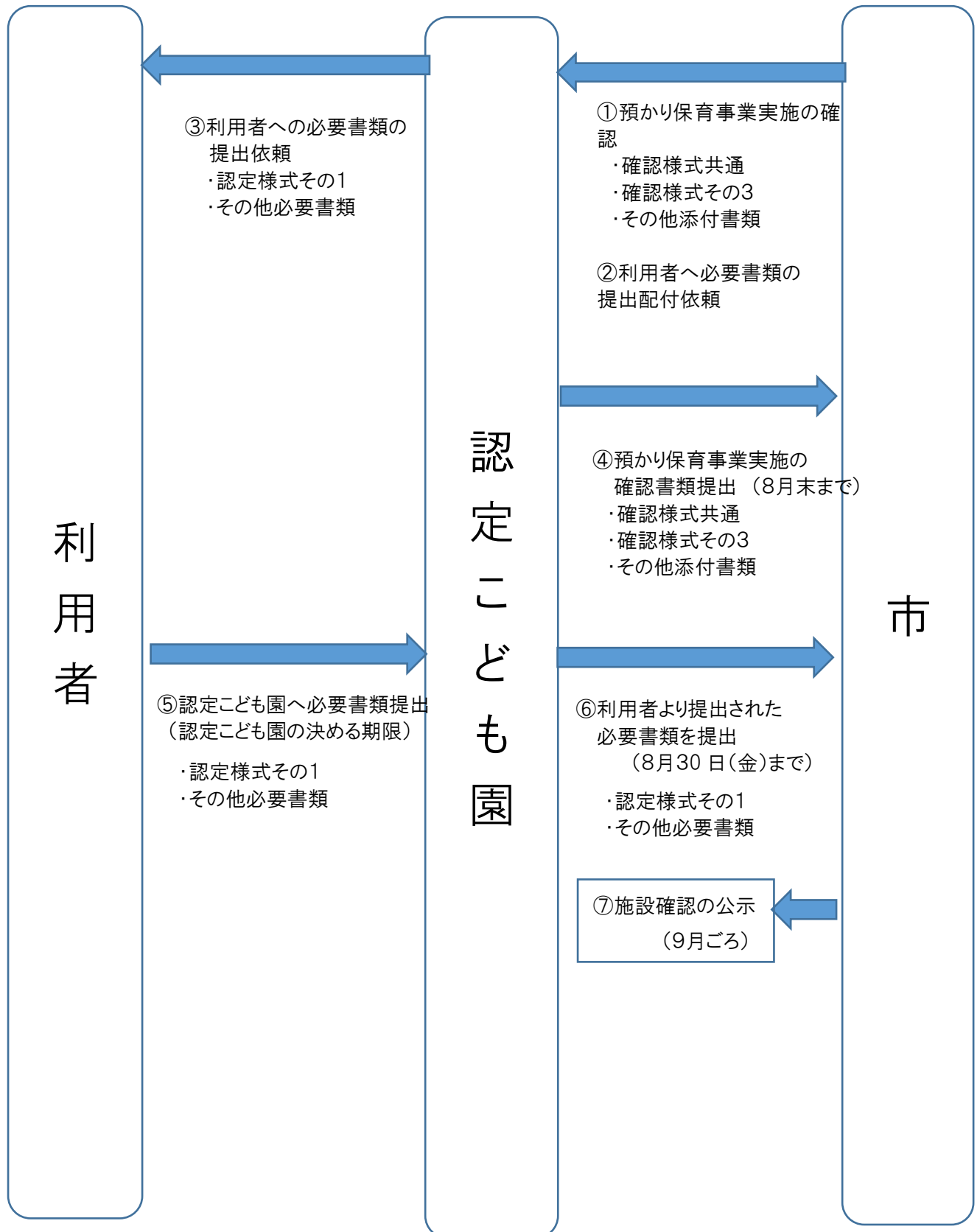
※提供証明書は、施設が当該子どもの利用状況を記載し、提供元となる施設が証明するものです。

※他の幼稚園や認可外施設等を利用している児童の場合、幼児教育や預かり保育についての提供証明書の交付依頼があります。

※上記の参考様式の同様の事項が確認できれば様式は問いません。

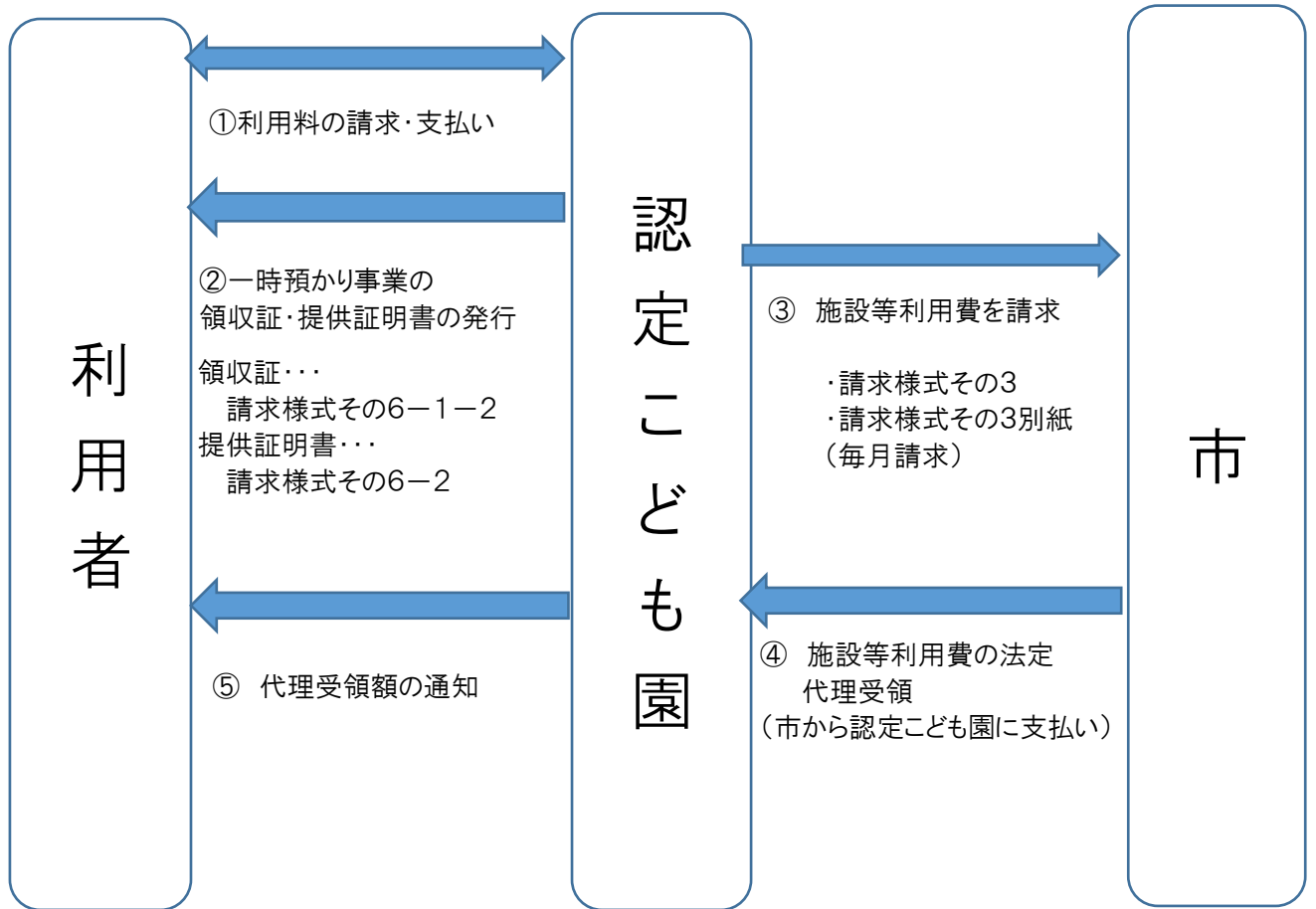
認定こども園版預かり保育事業確認手続きの流れ

(令和元年度版・無償化前)



認定こども園版預かり保育事業手続きの流れ

(令和元年度版・無償化後)



副食費徴収免除手続きの流れ (令和元年度版)

